

事務連絡
令和4年4月7日

各 都道府県 保育担当部局 御中
市区町村

厚生労働省子ども家庭局保育課

保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る
保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表の保険適用について

今般、令和4年度診療報酬改定において、別紙のとおり、保険医療機関が、アナフィラキシーの既往歴のある患者又は食物アレルギー患者である乳幼児（保険医療機関が交付する保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（以下「管理指導表」という。）のアナフィラキシーありに該当する患者又は食物アレルギーありに該当する者（除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は明らかな症状の既往及びI g E抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。以下「アレルギー疾患を有する乳幼児」という。））の在籍する保育所、認定こども園及び地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を除く。）（以下「保育所等」という。）の嘱託医に対して、その乳幼児のアレルギー対応を適切に進めるに当たって必要な情報（管理指導表等）を提供した場合に、診療情報提供として診療報酬の算定の対象となりましたのでお知らせします。

保育所等におけるアレルギー疾患への対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成29年度改訂版）等を踏まえ、医師の診断に基づき、管理指導表を用いることとされています。

今回の改定は、アレルギー疾患を有する乳幼児について、管理指導表の発行に係る保護者の負担軽減につながるものであり、各保育所等においてこれらの管理指導表の提出を求める場合は、下記に御留意の上、御対応いただきますようお願いいたします。

各市区町村におかれては、今般の診療報酬改定の趣旨も踏まえ、アレルギー疾患を有する乳幼児への適切な対応に努めていただくよう、本事務連絡の内容について管内の保育所等への周知をお願いします。

記

1. 管理指導表の保育所等への提出について

今回の診療報酬改定において保険適用となったアナフィラキシー及び食物アレルギーに係る管理指導表等の発行については、保護者が医療機関から管理指導表等の発行を受け、保育所等に提出する従来の方法で差し支えないこと。

その際、主治医と嘱託医が同一の場合は診療情報の提供の対象とならないため、アレルギー疾患を有する乳幼児が在籍する保育所等の名称を医療機関に伝える必要があること。

2. 嘱託医への情報共有について

診療を行う医療機関の主治医から保護者等を介して保育所等に交付される管理指導表等は、当該保育所等の嘱託医に対する診療情報の提供である趣旨に鑑み、嘱託医へ適切に情報共有する必要があること。

以上

| |
|---|
| ○本件についての問合せ先 厚生労働省子ども家庭局保育課 TEL:03-5253-1111(内線 4846) |
|---|

(別紙)

1. 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第54号)
(抜粋)

○別表第一 医科診療報酬点数表
(第2章第1部第1節 医学管理料等)

区分B009 診療情報提供料(I) 250点

注7 保険医療機関が、児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者、同法第56条の6第2項に規定する障害児である患者又はアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通園又は通学する同法第39条第1項に規定する保育所又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)等の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活等を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2. 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)
(令和4年3月4日保医発0304第1号)(抜粋)

○別添1 医科診療報酬点数表に関する事項
(第2章第1部第1節 医学管理料等)

区分B009 診療情報提供料(I)

(17) 「注7」に掲げるアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者については、保険医療機関が交付する生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者若しくは食物アレルギーあり(除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は明らかな症状の既往及びI g E抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。)に該当する患者であって、当該患者が通園又は通学する学校等の学校医等に対して、当該学校等において当該患者(18歳に達する日以後最初の3月31日以前の患者をいう)が生活するに当たり必要な診療情報や学校生活上の留意点等を記載した生活管理指導表を交付した場合に算定する。

なお、アナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者に生活管理指導表を交付する場合にあつては、患者又は家族等を介して当該学校等に交付できるものであること。

ただし、食物アレルギー患者については、当該学校等からの求めに応じて交付するものであること。

(18) 「注7」に掲げる「学校等」とは、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う者、同条第10項に規定する小規模保育事業を行う者及び同条第12項に規定する事業所内

保育事業を行う者並びに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び同法第 124 条に規定する専修学校をいう。

- (19) 「注 7」に掲げる「学校医等」とは、当該学校等の学校医、嘱託医又は当該学校等が医療的ケアについて助言や指導を得るために委嘱する医師をいう。
- (20) 「注 7」については、当該保険医療機関の主治医と学校医等が同一の場合は算定できない。